

今回は、子どもたちの生活に必要な障害福祉サービス（日中活動や短期入所など）や補装具等（座位保持装置や車いす、重度障害者用意思伝達装置など）の負担や助成について、条件や金額等が少しずつ変化していますので、現在の情報についてお知らせします。

自己負担・助成

障害福祉サービス費

※所得に応じて負担上限月額が設定されます。

	生活保護 生活保護受給世帯	低所得 市町村民税非課税世帯	一般1 市町村民課税世帯	一般2 左記以外の課税世帯
障がい児 ※施設に入所する18,19歳を含む。	0円	0円	【居宅・通所利用】 4,600円 【入所施設利用者】 9,300円 ※所得割28万円未満	37,200円
※保護者の前年度の所得が関係します				
障がい者 ※施設に入所する18,19歳を除く。	0円	0円	9,300円 ※所得割16万円未満	37,200円
※本人の前年度の所得が関係します（18・19歳の入所施設利用者は保護者）。				

※詳細は、厚生労働省のHPにも掲載されています。

補装具費（定率1割負担）

※所得に応じて負担上限月額が設定されます。

生活保護 生活保護受給世帯	低所得 市町村民税非課税世帯	一般1 市町村民課税世帯	一般2 市町村民課税世帯
0円	0円	37,200円	納税額46万円以上 上限額なし
※本人又は世帯員の中で、一番多く納税している人の額で決まります。			

※詳細は、厚生労働省のHPにも掲載されています。

医療費助成

	八代市	水俣市	芦北町
子ども医療費助成	子ども医療費受給資格者 ※18歳の3月31日までの子どもが対象 ※各市で申請が必要 ※県内1つの保険医療機関で、月21,000円までは窓口の支払いなし など		
重度心身障害者（児）医療費助成	受給資格者証 ※身体障害者手帳：1級・2級、療育手帳：A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級 ※各市町村で申請が必要 ※入院：2,040円/月、通院：1,020円/月が自己負担。自己負担額を超えた分を助成。		

※詳細は、各市町のHPにも掲載されています。